

# 平成28年度 保育園入園の申し込みについて

佐渡市社会福祉課

## ○保育園入園までの手続き

子ども・子育て支援制度の開始により、保育を必要とする場合、従来の入園申請と併せ、「保育の必要性と必要量」の認定を受けていただくことになります。保育の認定を受け、保育園を利用できる児童は、保護者のいずれもが下記の「保育を必要とする事由」に該当する場合となります。

## ○認定申請・入園申込みから入園承諾までの流れ

- 1 入園申込みと同時に「保育の必要性と必要量」の認定を受けていただきます。
- 2 佐渡市から認定証が交付されます。（2号認定・3号認定）
- 3 申込者の希望、保育園の状況などにより佐渡市が利用調整します。
- 4 保育園の入園承諾書が交付されます。（2月上旬～中旬予定）

注) 認定は入園を確約するものではありません。また、保育園の申込み状況により希望の保育園を利用できない場合や、保育の実施基準の該当事由により利用時間・期間の希望に添えない場合があります。

## 1 保育園の利用時間について

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書の裏面、③保育を必要とする事由等の項目中に「希望する利用時間」の欄があります。

この欄では、保育標準時間（最長11時間）・保育短時間（最長8時間）を選択できますが、それぞれの時間を利用できる基準については以下のとおりとなります。

保育を必要とする事由	保育を利用できる時間 (保育必要量の区分)	備考（基準となる時間等）
就労（フルタイム等）	保育標準時間（11時間）	月平均120時間以上の就労
就労（パートタイム等）	保育短時間（8時間）	月平均48時間以上～120時間未満の就労 ※月平均48時間未満の場合は認定されません。
妊娠・出産	保育標準時間（11時間）	産前6週間、産後8週間の期間内
疾病・障害	保育標準時間（11時間）	
介護・看護	保育標準時間（11時間）	
災害復旧	保育標準時間（11時間）	
求職活動	保育短時間（8時間）	保育の認定期間は最長90日
就学	就労に準じて判断	
その他	状況により判断	

## 2 保育を必要とする事由に該当する「同居の祖父母」について

同居の祖父母が無職等であっても、保育園を利用できる世帯として認定されます。但し、その場合、保育短時間認定（8時間）となります。また、保育園の申込み状況等によっては、希望の保育園を利用できない場合があります。なお、同居の祖父母の方が、65歳以上の場合は、保育実施基準審査の対象外ですので、保育を必要とする証明書の提出は不要です。

### 3 育児休業明けの入園の取扱いについて

復職する日の1か月前から入園可能です。ただし、新規入園児童（慣らし保育が必要な児童）に限ります。※慣らし保育が不要な児童の場合は復職日からの入園承諾

### 4 保育の認定・入園申請に必要な提出書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定（変更）申請書
- ② 保育園入園申込書
- ③ 保育を必要とする事由の証明書・添付書類等

※父母および同居している65歳未満の祖父母の分が必要です。また、父母の代わりに日常的に児童の面倒を見ている方がいる場合は、その方の分も必要です。

保育を必要とする事由	証明等書類	証明者・確認者	必要な添付書類
就労（家庭外労働）	就労証明書	事業主	
就労（家庭内労働）	就労証明書 就労申出書	事業主もしくは委託者 保育園長もしくは市担当職員	
妊娠・出産	出産証明書		母子手帳の写し
疾病・障害	疾病・障害申出書	保育園長もしくは市担当職員	疾病・負傷の場合、診断書等 ※無い場合は状況を聞き取り確認 障害の場合、手帳の写し
介護・看護	介護・看護申出書	保育園長もしくは市担当職員	介護、看護を必要とする人の診断書がある場合はその写し 障害の場合、手帳の写し 要介護認定の場合、結果通知等の写し等
災害復旧	災害復旧申出書	保育園長もしくは市担当職員	
就学	就学等証明書	保育園長もしくは市担当職員	在学等証明証の写し
求職活動※	求職活動報告書		ハローワークカード（登録証）

※求職活動の場合、保育認定期間は最長90日となります。なお、その後、改めて求職活動報告書の提出があった場合は、その時点から同様の期間で認定される場合があります。

### 5 申請書類の提出について

①認定申請書②保育園入園申込書③保育を必要とする事由の証明書類等をすべて揃えて提出してください。年度途中入園希望の場合も、できるだけ受付期間中に申込みしてください。

保育園入園申込書は、入園を希望する保育園（第1希望の保育園）または、市役所社会福祉課、各支所・SCいずれかに提出ください。保育園入園申込書の記入については、裏面の「記入上の注意」をご確認の上、記入漏れのないようお願いいたします。

#### ○認定申請書・保育園入園申込書・保育を必要とする事由の証明書類等について

用紙は市役所社会福祉課、各支所・SC、保育園に10月20日から備付けします。また、同時期から佐渡市のHPからもダウンロードできます。

## ◎入園申込受付期間

平成27年11月2日（月）～平成27年11月30日（月）

※受付期間を過ぎても随時受付しますが、保育園の定員等の関係により、希望の保育園を利用できない場合があります。

## 6 保育料の算定について

○保育料の算定については、保護者をはじめ、必要に応じて同居の祖父母いずれかの住民税額により算出されます。

○4～8月は前年度住民税額、9月以降は当年度住民税額により保育料が算出されます。

（平成27年1月1日に佐渡市に住所がなかった方は、前住所地の平成27年度課税証明書を提出してください。※保護者の方全員分が必要になります。）

## 7 その他

○世帯に身体障害者手帳等お持ちの方がいる場合は、非課税世帯に限り減免の対象になります。

○母子（父子）家庭（事実上の婚姻状態は除く）で、非課税世帯に限り減免の対象になります。

○希望の保育園が申込み多数の場合など、保育園では施設の面積や利用定員数等により、第1希望の保育園に入園できない場合があります。

入園申込書提出の際は、必ず第3希望の保育園まで記入してください。

○勤務先変更等保育を必要とする事由に変更があった場合は、就労証明書等の書類を提出してください。また、認定申請内容に変更があった場合は、認定変更申請書の提出が必要になります。

○変更申請を提出した場合、翌月からの変更認定となりますのでご注意ください。